



平成21年5月15日

各位

株式会社 ワットマン
代表取締役社長 清水一郷
(JASDAQ・コード9927)
お問合せ先
取締役副社長 経理管掌 田中和雄
045-959-1100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます)が平成21年1月5日に施行され、上場会社は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規程の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規程を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は(別紙)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略) (株券の発行)	第1条～第6条 (現行どおり) (削除)
第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第7条 (条文省略)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
② <u>当社は、第7条の規程にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。</u>	(削除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第11条	第10条
(条文省略)	(現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
第13条～第49条	第12条～第48条
(条文省略)	(現行どおり)

(別紙)

(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u>

以上